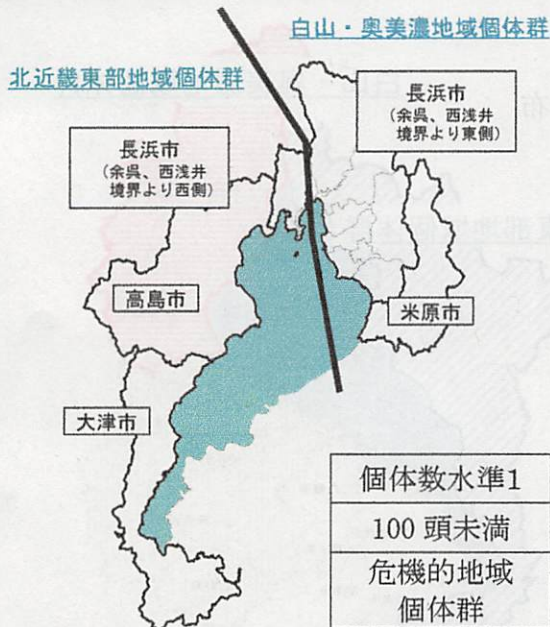


滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)の検討状況について

第一種特定鳥獣保護計画とは

鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。鳥獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画

現行計画の概要等



○生息状況

白山・奥美濃地域個体群と北近畿東部地域個体群が分布。鈴鹿山脈にも一部分布している。

1. 白山・奥美濃地域個体群

(富山、石川、福井、岐阜、滋賀)

生息頭数: 約2,000~2,500頭→個体数水準4相当

2. 北近畿東部地域個体群(福井、京都、滋賀)

生息頭数: 約340~420頭→個体数水準2~3相当

3. 県内の生息頭数 228~364頭(平成18年度~平成22年度に実施した調査を元に推計)

(白山・奥美濃地域個体群 176~231頭)

(北近畿東部個体群 52~133頭)

個体数水準1	個体数水準2	個体数水準3	個体数水準4
100頭未満	100~400頭	400~800頭	800頭以上
危機的地域 個体群	絶滅危惧地域 個体群	危急地域 個体群	安定存続地域 個体群

(環境省による分類)

①計画の目標

- ・地域個体群の安定的維持(本県は東日本の個体群と西日本の個体群の結節点であり、全国的な観点から保護が必要)
- ・人身被害の回避および林業被害の軽減

②保護の施策

- ・捕獲後は原則移動放獣
- ・狩猟は自粛を要請

③被害防除の施策

- ・人身被害対策として、人の生活域においては、人の安全を最優先とする
- ・林業被害対策としてのテープ巻の推奨

④被害状況

人身被害は、通常出没年であった平成24、25、28年度は0件だった。大量出没年となった平成26年度には3件、平成27年度にも2件の人身被害が発生した。林業被害は、年間10ha前後で推移しているが、一度剥被害を受けた木は木材の価値が失われるため、林業被害は累積的に増加。

⑤個体数管理

- ・有害および錯誤による捕獲数は、平成24年度以降の合計で20個体。捕獲された個体のうち殺処分個体数は2頭(10%)、放獣個体数は18頭(90%)であった。このほか、警察官職務執行法に基づく殺処分が1頭あった。
- ・現行計画で規定した年間の捕殺数上限(白山・奥美濃地域個体群24頭(12%)、北近畿東部地域個体群5頭(5%))を大きく下回っている。

第3次計画期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日

計画の目標

- ◆ 地域個体群の安定的維持
- ◆ 人身被害の回避に特に力点
- ◆ 林業被害の軽減

県内の分布状況

○ 県内の分布状況

白山・奥美濃地域個体群と北近畿東部地域個体群が分布
また、鈴鹿山脈にもごく少数生息

1. 白山・奥美濃地域個体群

(富山、石川、福井、岐阜、滋賀)

生息頭数: 約 2,100～2,900 頭

→ 個体数水準4相当

(平均: 現行計画 2,250 頭 → 次期計画 2,500 頭)

2. 北近畿東部地域個体群

(福井、京都、滋賀)

生息頭数: 約 370～550 頭

→ 個体数水準2～3相当

(平均: 現行計画 380 頭 → 次期計画 460 頭)

3. 県内の生息頭数

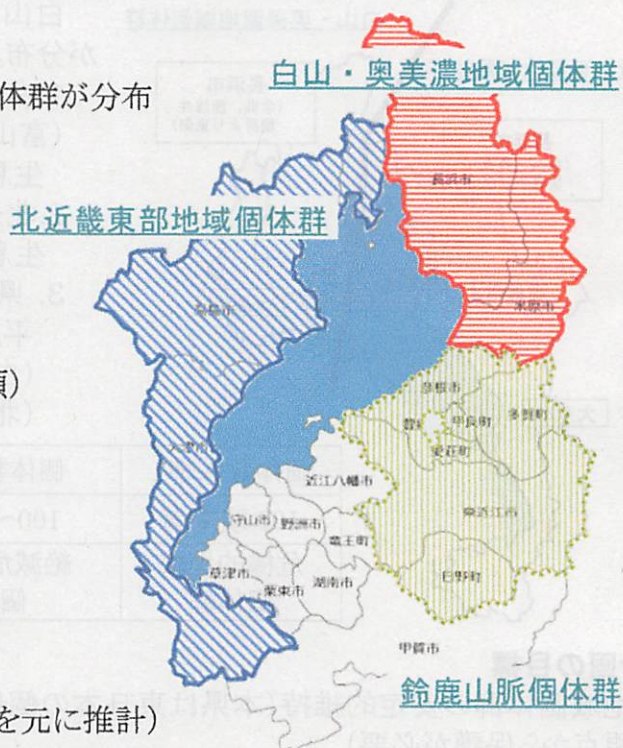
(平成19年度～平成28年度に実施した調査を元に推計)

182～467 頭 (平均: 現行計画 296 頭 → 次期計画 324 頭)

(白山・奥美濃地域個体群 120～327 頭)

(北近畿東部個体群 62～140 頭)

4. 鈴鹿山脈のツキノワグマは極めて少ないと思われるが、鈴鹿山脈個体群として取り扱い、本計画に位置付ける。



見直しの要点

1. 鈴鹿山脈のクマを鈴鹿山脈個体群として取り扱いモニタリング調査を実施する
2. 北近畿東部地域個体群の年間捕殺上限割合を現行計画の5%から8%に引き上げる
3. 既存の「ツキノワグマ出没対応マニュアル」を充実させるとともに、特に緊急対応時については出没状況毎に場合分けをし、迅速に対応できるよう関係機関の連携と役割分担を明確化

※ 下線部は現行計画から見直し等を行った箇所です。

計画のポイント

(1) 計画の目標および施策

- ・狩猟は引き続き自粛を要請
- ・捕獲上限を勘案しつつ、捕獲後は原則移動放獣
- 白山・奥美濃地域個体群
 - ・個体数の現状維持を目標
 - ・個体数水準4相当の管理を行うこととし、年間の捕殺上限割合は現行の12%(26頭)を維持する
- 北近畿東部地域個体群
 - ・個体数水準3への引上げを目標
 - ・生息頭数の増加傾向が見られることおよび人身被害の未然防止を重視し、個体数水準3相当の管理を行うこととし、年間の捕殺上限割合を現行計画の5%から8%(8頭)に引き上げる
- 鈴鹿山脈個体群
 - ・モニタリングによる実態把握に努める

(2) 被害防除の施策

①人身被害の回避

- ・人の生活圏においては、人の安全を最優先の目的とする
- ・「ツキノワグマ出没対応マニュアル」を別に定め、
 - ア 予防対応(クマと人間が遭遇することがないように事前に行う対応)
 - イ 一般対応(集落内などでクマの目撃があり、当面人身被害の危険性が小さい場合の対応)
 - ウ 緊急対応(人身被害を発生させる恐れが高く緊急性のある場合にとる対応)
- の3段階におけるクマの出没時の県、市町、警察、住民等の関係者による対応をより一層明確化
- ・県民に対してクマに関する情報提供や普及啓発を行い、人身被害の未然防止に努める

②林業被害対策

剝被害対策としてテープ巻を推奨する。

③生息環境管理

生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりに引き続き努める。また人間の生活域へのクマの侵入を防ぐ心理的障壁とするため、林縁部の整備を行うなど、隠れ場のない緩衝地帯を設けるよう引き続き努める。

(3) その他保護のために必要な事項

・モニタリングの実施

県は市町等関係機関と連携の上、生息状況、被害発生状況、被害防除実施状況、捕獲状況のモニタリングを実施し、その結果を保護の方針に反映する。

・堅果類の豊凶状況調査と警戒警報の発令

県は、クマの出没予測に資するため、毎年堅果類の豊凶調査を実施し、クマの大量出没の危険性があると判断された年には、クマ出没警報を発令し、広く注意喚起を行う。

(4) 計画の実施体制

県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者(団体)、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るよう努める。

策定スケジュール

時 期	概 要
平成 29 年 6 月 6 日	環境審議会(諮問)
6 月 20 日	環境審議会・第 1 回自然環境部会
7 月 21 日	ツキノワグマ保護計画に関する地域住民ヒアリング
8 月 4 日	第 1 回滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画検討会
9 月 4 日	滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画検討会専門 家部会
9 月 11 日	特定鳥獣保護管理計画関係者検討会 (自然保護団体、狩猟者団体、市町等)
9 月 13 日	第 2 回滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画検討会
9 月 19 日	環境審議会・第 2 回自然環境部会
10 月初旬	市町等への計画案に係る意見照会
10 月 3 日	環境・農水常任委員会
11 月初旬	環境審議会・第 3 回自然環境部会 環境審議会からの答申予定
11 月	県計画(パブリックコメント案)作成
12 月	環境・農水常任委員会 県民政策コメント(パブリックコメント)の実施
平成 30 年 2 月	県計画(案)作成
3 月	環境・農水常任委員会 計画の策定・公表